

徳島大学大学院薬学研究科ティーチャング・アシスタント実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、ティーチャング・アシスタント実施要項（平成6年文高大第316号文部省高等教育局長通知）に基づき、徳島大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）におけるティーチャング・アシスタント（以下「T・A」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 T・Aは、大学院の学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、大学院学生の処遇の改善に資するとともに大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図ることを目的とする。

(名称・身分)

第3 名称は、T・Aとし、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。

(職務内容)

第4 T・Aは、指導教員（主任教授を含む。以下同じ。）の了解の下、授業担当教員の指示を受けて、薬学部又は本研究科の学生に対し、開設授業科目の授業における実験、実習及び演習等の学習指導補助業務を行う。

(任用等)

第5 T・Aの任用等は、次によるものとする。

- (1) 対象は、本研究科が認めた優秀な学生とする。
- (2) 選考は、原則として公募によるものとし、別に定める基準により行うものとする。
- (3) 1人当たりの雇用時間は、学生の授業・研究に支障のない範囲内とする。
- (4) 1時間当たりの手当は、予算の範囲内において定められた算式により算出した額をもって時間給とする。

(勤務時間報告書)

第6 T・Aは、勤務状況等の報告のため、勤務時間報告書に必要事項を記入し、月1回月末に蔵本事務部薬学部事務課に提出するものとする。

(報告)

第7 指導教員は、T・Aの任用期間が終了したときは、その従事した学習指導の項目、評価等について、報告書を本研究科長に提出するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成23年4月14日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。